

高知工業高等専門学校客員教授等選考規則

制 定 平成19年 6月14日
一部改正 平成30年 2月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）を称せしめる場合の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(付与の要件)

第2条 客員教授等として選考できる者は、高知工業高等専門学校教員選考基準第3条及び第4条を準用し、本校の教授又は准教授と同等の資格があると認められる者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本校で研究に携わる者
- (2) 本校の教育推進のため、授業を担当又は支援に関わる者
- (3) その他校長が特にふさわしいと判断した者

(推薦)

第3条 副校長、ソーシャルデザイン工学科長、基礎教育長、副基礎教育長、各コース長及び専攻主任並びに教育研究施設及び共同利用施設の長において、前条に該当する者で、客員教授等の称号を付与する必要があると認められる場合は、副校長が別紙様式1により校長に推薦するものとする。

(選考)

第4条 客員教授等の選考は、前条に基づき推薦された者について、運営会議の議に基づき、校長が決定する。

(通知)

第5条 校長は前条により客員教授等の称号を付与する場合には、別紙様式2により本人に通知するものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年6月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第3条の「ソーシャルデザイン工学科長」には、従前の機械工学科長、電気情報工学科長、物質工学科長、環境都市デザイン工学科長が含まれる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月15日から施行する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

推薦者

所 属 _____

氏 名 _____

推 薦 書

下記の者を、高知工業高等専門学校（客員教授・客員准教授）として推薦いたします。

記

1. 現 職

2. 氏 名

3. 称号付与希望期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4. 推薦理由

(添付資料) 1. 履歴書 2. 研究業績一覧

(前年度から継続して推薦する場合、添付資料に変更がない
ときには提出を省略できるものとする。)

別紙様式 2

高知工業高等専門学校
人 事 異 動 通 知 書

(氏 名)	(現 職)
<p>(異動内容)</p> <p>高知工業高等専門学校客員教授（客員准教授）の称号を付与する</p> <p>付与の期間は 年 月 日までとする</p>	
<p>平成 年 月 日</p> <p>任命権者 高知工業高等専門学校長</p> <p>○ ○ ○ ○</p>	